

○関東地方整備局告示第二百十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十一年四月十六日

関東地方整備局長 菊川 滋

第1 起業者の名称 東京都

第2 事業の種類 都道府中町田線改築工事（東京都町田市本町田字乙七号地内から同市本町田字六号地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 東京都町田市本町田字乙七号、字乙四号、字乙八号、字乙参号、字乙弐号、字八号、字七号及び字六号地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、東京都町田市本町田字乙七号地内から同市本町田字六号地内までの延長1,500mの区間（以下「本件区間」という。）における「都道府中町田線改築工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号の都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

都道府中町田線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により東京都知事が都道に認定した路線であり、同法第15条の規定により東京都が道路管理者となることなどから、起業者である東京都は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

本路線は、東京都府中市を起点とし、多摩市を経て町田市に至る延長26.4kmの路線であり、通称「鎌倉街道」として、一般国道20号を介して高速自動車国道中央自動車道西宮線国立府中インターチェンジと、都道相模原町田線及び一般国道16号を介して高速自動車国道第一東海自動車道横浜町田インターチェンジと接続する東京都南西部を縦貫する主要幹線道路である。

しかしながら、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、2車線で供用されており、道路幅員7.0mと狭隘な箇所や交差点形状のわるい箇所があることから、朝夕の通勤・通学時間帯に慢性的な交通混雑が発生し、主要幹線道路としての機能が著しく損なわれている。また、現道の歩道は、歩行者同士のすれ違いも困難な幅員1.0m程度の区間が多く、それすら設置されていない区間もあるため、歩行者等が危険にさらされている。

平成17年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、町田市本町田地内において18,901台／日、混雑度は1.34となっている。

本件事業の完成により、2車線の道路が4車線の道路に拡幅されることから、交通混雑の緩和が図られるとともに、自転車歩行者道が整備されることから、歩行者等が自動車交通から分離され、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響

評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で検討したところ、大気質、騒音及び振動に関して、環境基準等を満たすものと判断されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

## (2) 失われる利益

起業者の調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所存在するが、起業者は、町田市教育委員会との協議により、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、交通混雑の緩和と歩行者等の自動車交通からの分離による安全かつ円滑な交通の確保を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づき、現道を4車線の道路に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和36年10月5日に都市計画決定され、平成元年6月16日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがっ

て、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、主要幹線道路であるにもかかわらず慢性的な交通混雑が発生し、歩行者等が危険にさらされていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 東京都町田市役所

第6 収用の手続が保留されている起業地 東京都町田市本町田字乙弍号、字八号、字七号及び字六号地内